

議案第 8 6 号

さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例

(さいたま市大崎むつみの里条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市大崎むつみの里条例 (平成 1 9 年さいたま市条例第 1 1 号) の一
部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 障害福祉サービス (障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。) 第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスをいう。以 下同じ。) 及び相談支援 (法第 5 条第 1 8 項に規 定する相談支援をいう。以下同じ。) を行う施設 として、並びに児童福祉法 (昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号) 第 4 3 条に規定する児童発達支援センタ ーとして、さいたま市大崎むつみの里 (以下「む つみの里」という。) をさいたま市緑区大字大崎 3 7 番地 1 に設置する。	(設置) 第 1 条 障害福祉サービス (障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。) 第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスをいう。以 下同じ。) 及び相談支援 (法第 5 条第 1 6 項に規 定する相談支援をいう。以下同じ。) を行う施設 として、並びに児童福祉法 (昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号) 第 4 3 条に規定する児童発達支援センタ ーとして、さいたま市大崎むつみの里 (以下「む つみの里」という。) をさいたま市緑区大字大崎 3 7 番地 1 に設置する。
(業務) 第 2 条 むつみの里は、次に掲げる業務を行う。 (1)~(3) [略] (4) 障害児相談支援 (児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援をいう。第 4 条第 4 項において同じ。) (5) [略] 2 むつみの里は、次に掲げる業務を行うことがで きる。	(業務) 第 2 条 むつみの里は、次に掲げる業務を行う。 (1)~(3) [略] (4) 障害児相談支援 (児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援をいう。第 4 条第 4 項において同じ。) (5) [略]

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）

(2) 介護保険法第115条の4第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）

（利用定員）

第3条 むつみの里の定員は、190人とする。

（利用者の資格）

第4条 [略]

2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。

3・4 [略]

5 通所介護及び第1号通所事業を利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 通所介護に係る居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給に係る者

(2) 第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者

（利用料金）

第5条 [略]

2 [略]

3 通所介護及び第1号通所事業の利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を、利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。

(1) 通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者が定める額

(2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で指定管理者が定める額

4 [略]

（指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等）

（利用定員）

第3条 むつみの里の定員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 生活介護 70人

(2) 自立訓練 20人

(3) 就労移行支援及び就労継続支援 70人

(4) 児童発達支援 50人

（利用者の資格）

第4条 [略]

2 相談支援を利用できる者は、法第5条第17項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。

3・4 [略]

（利用料金）

第5条 [略]

2 [略]

3 [略]

（指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等）

第9条 [略]

2 前項の場合にあつては、第5条第1項から第3項まで及び第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第7条において同じ。）」とあるのは「市長」と、同条第2項及び第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第9条 [略]

2 前項の場合にあつては、第5条第1項及び第2項並びに第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第7条において同じ。）」とあるのは「市長」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（さいたま市障害者福祉施設春光園条例の一部改正）

第2条 さいたま市障害者福祉施設春光園条例（平成13年さいたま市条例第161号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園（以下「春光園」という。）を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">（業務）</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 けやき等は、次に掲げる業務を行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）</u></p>	<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（<u>法第5条第16項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園（以下「春光園」という。）を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">（業務）</p> <p>第3条 [略]</p>

(2) 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）

(利用者の資格)

第5条 [略]

2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。

3 [略]

4 通所介護及び第1号通所事業を利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 通所介護に係る居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給に係る者

(2) 第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者

(利用料金)

第6条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第1項第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、けやき等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第8条において同じ。）に納付しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 通所介護及び第1号通所事業の利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。

(1) 通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者が定める額

(2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で指定管理者が定める額

3 [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第10条 [略]

2 前項の場合にあっては、第6条第1項及び第2項並びに第8条の規定を準用する。この場合にお

(利用者の資格)

第5条 [略]

2 相談支援を利用できる者は、法第5条第17項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。

3 [略]

(利用料金)

第6条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第1項第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、けやき等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第8条において同じ。）に納付しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第10条 [略]

2 前項の場合にあっては、第6条第1項及び第8条の規定を準用する。この場合において、第6条

いて、第6条第1項中「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第8条において同じ。））」とあるのは「市長」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項及び第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条中「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第1項中「利用に係る料金（以下「利用料金」という。））」とあるのは「使用料」と、「指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第8条において同じ。）」とあるのは「市長」と、第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（さいたま市槻の木条例の一部改正）

第3条 さいたま市槻の木条例（平成17年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（<u>法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。</u>）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。</u>）を行う施設として、さいたま市槻の木を設置する。</p> <p style="text-align: center;">(業務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 さいたま市槻の木は、次に掲げる業務を行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）</u></p> <p><u>(2) 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）</u></p>	<p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（<u>法第5条第16項に規定する相談支援をいう。以下同じ。</u>）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。</u>）を行う施設として、さいたま市槻の木を設置する。</p> <p style="text-align: center;">(業務)</p> <p>第3条 [略]</p>

(利用者の資格)

第5条 [略]

2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。

3 [略]

4 通所介護及び第1号通所事業を利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 通所介護に係る居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給に係る者

(2) 第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者

(利用料金)

第6条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第1項第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、さいたま市榎の木の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第8条において同じ。）に納付しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 通所介護及び第1号通所事業の利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を、利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。

(1) 通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者が定める額

(2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で指定管理者が定める額

3 [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第10条 [略]

2 前項の場合にあっては、第6条第1項及び第2項並びに第8条の規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）とあるのは「使用料」と、「指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第8条において同じ。

(利用者の資格)

第5条 [略]

2 相談支援を利用できる者は、法第5条第17項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。

3 [略]

(利用料金)

第6条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第1項第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、さいたま市榎の木の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第8条において同じ。）に納付しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第10条 [略]

2 前項の場合にあっては、第6条第1項及び第8条の規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）とあるのは「使用料」と、「指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第8条において同じ。）とあるのは「

)」とあるのは「市長」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項及び第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条中「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

市長」と、第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(さいたまみずき園条例の一部改正)

第4条 さいたまみずき園条例（平成13年さいたま市条例第164号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（<u>法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。</u>）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。</u>）を行う施設として、さいたまみずき園（以下「園」という。）をさいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 園は、次に掲げる業務を行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）</u></p> <p>(2) <u>介護保険法第115条の4第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）</u></p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（<u>法第5条第16項に規定する相談支援をいう。以下同じ。</u>）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。</u>）を行う施設として、さいたまみずき園（以下「園」という。）をさいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2 相談支援を利用できる者は、法第5条第17項</u></p>

に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。

3 [略]

4 通所介護及び第1号通所事業を利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 通所介護に係る居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給に係る者

(2) 第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者

(利用料金)

第5条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第1項第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 通所介護及び第1号通所事業の利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を、利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。

(1) 通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者が定める額

(2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で指定管理者が定める額

3 [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第9条 [略]

2 前項の場合にあつては、第5条第1項及び第2項並びに第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第7条において同じ。））」とあるのは「市長」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項及び第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条中「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使

に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。

3 [略]

(利用料金)

第5条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第1項第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第9条 [略]

2 前項の場合にあつては、第5条第1項及び第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。））」とあるのは「市長」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

用料」と読み替えるものとする。

(さいたま市さくら草学園条例の一部改正)

第5条 さいたま市さくら草学園条例（平成13年さいたま市条例第165号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 学園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害児相談支援（<u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援をいう。次条第2項において同じ。）に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第18項</u>に規定する相談支援をいう。次条第3項において同じ。）に関する<u>こと</u>。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第19項</u>に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 学園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害児相談支援（<u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援をいう。次条第2項において同じ。）に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第16項</u>に規定する相談支援をいう。次条第3項において同じ。）に関する<u>こと</u>。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第17項</u>に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。</p>

(さいたま市杉の子園条例の一部改正)

第6条 さいたま市杉の子園条例（平成13年さいたま市条例第166号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害児相談支援（<u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援をいう。第4条第2項において同じ。）に関すること。</p> <p>(3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第18項</u>に規定する相談支援をいう。第4条第3項において同じ。）に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第19項</u>に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害児相談支援（<u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援をいう。第4条第2項において同じ。）に関すること。</p> <p>(3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第16項</u>に規定する相談支援をいう。第4条第3項において同じ。）に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第17項</u>に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。</p>

（さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例の一部改正）

第7条 さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例（平成14年さいたま市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（<u>法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。</u>）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。</u>）を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 センターは、次に掲げる業務を行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）</u></p> <p>(2) <u>介護保険法第115条の4第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）</u></p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 相談支援を利用できる者は、<u>法第5条第19項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p><u>4 通所介護及び第1号通所事業を利用できる者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>通所介護に係る居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給に係る者</u></p> <p>(2) <u>第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（第4条第1項第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（<u>法第5条第16項に規定する相談支援をいう。以下同じ。</u>）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。</u>）を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 相談支援を利用できる者は、<u>法第5条第17項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（第4条第1項第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定</p>

<p>費用を、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。<u>以下この条及び次条において同じ。</u>）に納付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>2 通所介護及び第1号通所事業の利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者が定める額</u></p> <p>(2) <u>第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で指定管理者が定める額</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p>（指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の場合にあっては、第6条第1項及び<u>第2項並びに第7条の規定を準用する。</u>この場合において、第6条第1項中「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。<u>以下この条及び次条において同じ。</u>）」とあるのは「市長」と、<u>同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項及び第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条中「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>費用を、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。<u>次項及び次条において同じ。</u>）に納付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>2 [略]</u></p> <p>（指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の場合にあっては、第6条第1項及び第7条の規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。<u>次項及び次条において同じ。</u>）」とあるのは「市長」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（さいたま市はるの園条例の一部改正）

第8条 さいたま市はるの園条例（平成22年さいたま市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害児相談支援（<u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援をいう。第4条第2項において同じ。）に関する事。</p> <p>(3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第18項</u>に規定する相談支援をいう。第4条第3項において同じ。）に関する事。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第19項</u>に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害児相談支援（<u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援をいう。第4条第2項において同じ。）に関する事。</p> <p>(3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第16項</u>に規定する相談支援をいう。第4条第3項において同じ。）に関する事。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第17項</u>に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。